

奈良県告示第二百五十四号

昭和三十九年十月奈良県告示第三百十三号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十九日

奈良県知事 山下 真

第一の二、第二の二及び第三の二中「平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで」を「令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで」に改める。